平成２５年（フ）第４４号
大分市大字横瀬94番地の１　下横瀬
債務者　甲斐　啓子
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４６号
大分市大字松岡5252番地　フローレンス・トリイ201
債務者　田﨑由香理
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４５号
宮崎県西都市大字銀鏡531番地１
債務者　淺田真由美
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５９号
東京都八王子市長房町1529番地20
債務者　椎名　愛子
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第９８号
静岡県浜松市西区入野町6292番地　コーポハピネス107
債務者　福田　裕子
１　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２３６１号
東京都葛飾区青戸３丁目３－３―203
債務者　岡本　　武
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３８１号
千葉県船橋市高野台５丁目24―１―106
債務者　田中　孝幸
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３８３号
東京都江戸川区北小岩７丁目27―14　第２甲和マンションＡ－１
債務者　宇土　博之
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３９１号
東京都江戸川区中葛西７丁目26―14―106
債務者　山本　晃一
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４２５号
千葉県松戸市新作132―１―103
債務者　馬弓　貴史
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４３７号
埼玉県北足立郡伊奈町大字小室1395―35
債務者　根本　久枝
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４４６号
東京都足立区中央本町４丁目12―６―202
債務者　戸田　義男
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４５４号
東京都荒川区東尾久８丁目10―15
債務者　玉川　　薫
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４６１号
東京都目黒区大岡山１丁目32―１―201
債務者　山田　弘美
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４６４号
東京都江戸川区江戸川６丁目22―201
債務者　鈴木　和子
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４６５号
広島県広島市中区江波二本松１丁目４－４
債務者　白川八重子
１　決定年月日時　平成25年３月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部